

離婚時の厚生年金の分割制度について

国民年金

[問合せ先]
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161

離婚時の厚生年金の分割制度とは？

平成19年4月1日以後に離婚などをした場合において、当事者間の合意や裁判手続きにより、按分割合を定め、その当事者の一方からの請求によって、婚姻期間などの保険料納付記録を当事者間で分割する制度です。

制度導入の背景

近年、中高齢者の離婚件数が増加していますが、現役時代の男女の雇用格差・給与格差などを背景に、離婚後の夫婦双方の年金受給額に大きな開きがあるという問題が指摘されていました。このような事情を考慮して、平成19年4月から導入されます。

分割の対象について

分割の効果は厚生年金や共済年金の報酬比例部分（いわゆる「2階部分」（職域部分を含む））に限られ、「1階部分」である基礎年金などや「3階部分」である厚生年金基金の上乗せ給付や確定給付企業年金などの給付は影響を受けません。

《参考》現在の給付の姿

- ◆1階部分…基礎年金(全国民共通の定額部分)
- ◆2階部分…サラリーマン(被用者)の報酬比例部分
 - 民間企業のサラリーマン→厚生年金保険
 - 公務員・私立学校教職員→共済年金
- ◆3階部分…共済年金の職域部分
 - ※民間企業のサラリーマンは企業年金

分割の対象



情報提供について

按分割合を定めるために当事者は、分割の対象となる期間(婚姻期間など)やその期間における当事者それぞれの保険料納付記録の額の総額(対象期間標準報酬総額)、按分割合の範囲などの情報を正確に把握する必要があります。

このため、社会保険庁は、当事者双方または一方からの請求により、離婚時の厚生年金の分割の請求を行うために必要なこれらの情報を提供することとなっています。

教育委員会
だより

”見送り”のススメ

「温かい地域と温かい家庭と」

先日、ある大会でなかなか興味深い話を聞いてまいりました。さほど難しい話ではありません。要は、「家族が出かけるときには心を込めて見送り、帰ってきたときには心を込めて迎えよう。」というごくごく簡単な取り組みです。その簡単な取り組みによって、温かい家庭が生まれ、温かい地域が育まれるという話です。なるほど、大きく肯ける話です。

ところが、ごくごく簡単な取り組みでありながら、「心を込めて」となると、習慣として実践している家庭は過半数に満たないのではないのでしょうか。(ちなみに、「今日の出がけに家族のどなたかが外まで出て、『いつてらっしゃい。』と声をかけられたおかたは」との問いに対して、会場内で手が上がったのはほんの数名でございました。)馴れ合いの関係からならまだしも、

ぎすぎすした家族関係から「いつてらっしゃい。」の言葉にも心がこもらない。こもらないならまだしも、「いつてらっしゃい。」の言葉も無い…。そんなわが家に陥ってはいませんか。

地域というのは家庭の集合体です。家庭に温かい(心のこもった)言葉が溢れば、地域にも温かい言葉が溢れます。わが子以外の子どもたちにも心をこめた言葉かけが溢れるようになり、それは自然に地域の子ども達を守るにつながります。

心を込めた「いつてらっしゃい。」の一言を発することが、回り回っていじめ問題や児童虐待の問題など大きな社会問題の解決へと結びついていくのです。

家族同士で「いつてらっしゃい。」の言葉を掛け合い、温かい家庭をつくっていきましょ。

教育電話相談

～悩んだら気軽に電話してください～

羽島郡二町教育委員会

☎245-1133